

監査による現状分析

1 監査に際しての前提条件

(1) 国における指定管理者制度の位置付けと重要性について

指定管理者制度は、平成13年6月の経済財政諮問会議による「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）に、規制緩和及び公務市場開放が掲げられたことを受け、創設に向けた議論がなされた。

そして、平成14年12月の総合規制改革会議による「規制改革の推進に関する第2次答申」には、公共サービス分野における民間参入の具体的施策として、公の施設の管理に関する制度の改正が盛り込まれ、平成15年6月には地方自治法の一部を改正する法律が国会で可決、公布された後、同年9月に施行された。

指定管理者制度の導入に当たっての基本的な指針が示されたのは、『地方自治法の一部を改正する法律の公布について』（平成15年7月17日総務省自治行政局通知）である。この通知において述べられている「立法趣旨」的な事項は、指定管理者制度を監査する際に必ず押さえておくべきことであるので、あえてその内容についてここで触れておきたい。

通知の前文においては、改正の目的を「指定管理者制度を導入し、公の施設の適正かつ効率的な運営を図ること」とされているが、各自治体が設置した多数の公の施設の維持管理に必要な日常的な管理運営費用や、老朽化に対応するための修繕費等が、経常的経費として財政状況を圧迫している、あるいは将来さらに圧迫することが予想されることが、その背景にあることは想像に難くない。

さらに、「公の施設の管理に関する事項」においては、「多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る」ことが目的であって、指定の対象である法人その他の団体には「民間事業者等が幅広く含まれるものであること」とされている。このことから、制度導入の前提として、不特定多数の市民が利用する施設を想定し、これに民間企業等を幅広く参入させ、その施設管理経営のノウハウに基づくサービスを活用しようとするものであることがわかる。

制度の運用における留意事項についても、従前からの利用料金制に加え、新たに指定管理者に施設の使用許可の権限を付与できることとなったため、必要以上に市との関わりを持たずに、収入事務を行なうことができるようになるなど、指定された民間企業等が、より効率的に管理運営業務を行なうことができるように配慮されている。

以上のことから、指定管理者制度は、従来行政が担ってきた公の施設の管理運営に、できるだけ制限を加えることなく民間企業等に代行させることによって、その能力を活かした市民サービスの向上と経費の節減を同時に達成することを目的とした制度であるといえる。

(2) 久留米市における指定管理者制度の位置付けと現在の状況

久留米市においては、指定管理者制度の導入は、経費削減の効果が期待されることから、行政改革の一環として位置付けられており、『久留米市新行政改革行動計画』にお

いては、「民間活力の積極的活用」の項目の一つとなっている。

さらに、平成21年度実施計画では、同制度の有効活用（経費削減、サービス向上及びモニタリング手法の確立等）に努め、公募施設の拡大と直営施設への指定管理者制度の活用の検討を進めるとしており、特に田主丸複合文化施設及び城島総合文化センターについては、管理運営の見直し方針を同年度内に決定するとしている。

上記の計画のうち、モニタリング手法の確立については、条例等に示された事業報告書の項目が、各施設において様々に解釈されていたために内容にばらつきがあったものが、モニタリングマニュアルが示されたことで、平成21年度からは全庁で統一されたモニタリング及び事業報告が行われるようになっている。

しかし、モニタリングよりも直接に経費削減につながるであろう、公募施設の拡大及び直営施設への制度導入については、前述の2施設こそ平成23年度から指定管理者制度を導入する方針となったとのことであるが、これは基本的には2施設の所管部局が独自に行った個別的・単発的な取組の成果であり、全施設に共通した手法等が具体的に示されているわけではない。

そのため、「監査の概要及び結果」で指摘し、あるいは意見を述べたように、法改正の趣旨を正確に理解していなかったり、公募によらずに指定できる特別な事情を広く捉えすぎていると思われる所管部局があり、その結果、平成21年度から新たに制度を導入した施設はなく、募集方法についても、非公募から公募となった施設は1施設のみという現状となっている。今後、行政改革推進課が中心となって、制度全般について再度周知徹底するなど、さらに取組方法を見直すことが必要である。